

定額減税補足給付金（調整給付）の 給付対象となる方に申請書を送付します

物価高騰による負担を緩和するため、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税について定額減税を実施しています。その中で減税しきれない方に
対し、差額分を定額減税補足給付金として給付します。

◆対象

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方
※令和6年分推計所得税額は令和5年分所得税額を用いて推計します。

◆給付金の算出方法

給付額

- ①と②の合計額を1万円単位で切り上げた額
①所得税分定額減税可能額から令和6年分推計所得税額を引いた額
②個人住民税所得割分定額減税可能額から令和6年度分個人住民税所得割額を引いた額

◆申請期限

10月31日㊤

◆その他

給付額や対象者の確認については、個人情報報のため、電話ではお答えできませんので、直接窓口へお問い合わせください。

◆定額減税可能額

所得税分定額減税可能額

3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分定額減税可能額

1万円×減税対象人数

※減税対象人数＝納税義務者
本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満を含む）
の人数

◆申請方法

対象となる方へ8月13日㊤から順次、申請書を送付します。オンラインフォームで申請、同封の返信封筒で郵送または市役所2階定額減税補足給付金事務局へ持参してください。

申請・問合せ

T297-8511

茂原市道表1

定額減税補足給付金事務局
（2階）

コールセンター

☎0120(6)3047

※7月16日㊤～11月29日㊤

8時30分～20時

Follow me!
市公式SNSで情報発信中

LINE



X



Facebook



「広報もばら」発行のお知らせの他、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報も発信しています！

スマホで読める♪
「広報もばら」のアプリ配信



マチイロ



Android



iPhone

※アプリ内の広告は、茂原市とは関係ありません。

問合せ 秘書広報課（3階） ☎(20)1512 FAX(20)1601